

和光市公用封筒広告取扱要領

令和7年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、和光市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び和光市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、和光市公用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び広告掲載料等)

第2条 広告に関する規格は、別表第1のとおりとする。

(広告の掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、別表第2のとおりとし、その位置については市長が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、作成封筒枚数が終了するまでとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載希望者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市の広報等で公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 掲載希望者は、要綱、基準及びこの要領を熟覧の上、市長が定める期間内に、和光市公用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 提出する広告のデザイン及び内容（以下「デザイン等」という。）は、掲載希望者が作成するものとし、その責務を負う。

3 デザイン等は、封筒紙のデザインと著しく逸脱したものであってはならない。

4 デザイン等の作成に要した費用は、掲載希望者の負担とする。

5 申込書の提出は、1回に1区画のみとする。ただし、次回の公募に連続して応募することを妨げない。

(広告の掲載決定)

第7条 市長は、前条の申込みを受けたときは、要綱、基準及びこの要領に違反していないか審査し、その諾否を決定し、和光市公用封筒広告掲載・不掲載決定通知（様式第2号）により、掲載希望者に通知するものとする。

2 市長は、掲載希望者が第2条第1項に規定する区画数を超えたときは、次の順位により決定する。

- (1) 公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等

3 前項の規定に基づき決定した順位で、同順位の場合は、過去に広告が掲載された回数の少ないものを上位とする。

4 掲載希望者が第2条第1項に規定する区画数に満たないときは、封筒の種類に応じ、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 長形3号にあつては、掲載希望数が2区画に満たない場合は、広告を掲載した封筒の作成を行わないものとする。
- (2) 角形2号にあつては、掲載希望数が3区画に満たない場合は、広告を掲載した封筒の作成を行わないものとし、3区画以上の場合は、当該掲載希望数に応じて必要な調製を行い、広告を掲載するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、掲載が決定した後、市長が指定する期日までに一括納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、掲載希望者又はデザイン等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 掲載希望者が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき
- (2) 掲載希望者が、指定する期日までにデザイン等を提出しないとき
- (3) 掲載希望者が市税を滞納しているとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載が適切でないと判断したとき

(掲載料の還付)

第10条 すでに納付された広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(その他の事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、和光市公用封筒広告取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月８日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

別表第 1

公用封筒の大きさ	長形 3 号	角形 2 号
広告の区画数	4 区画	6 区画
1 区画のサイズ	縦 5 cm×横 9 cm	縦 6 cm×横 9 . 5 cm
封筒作成枚数	8 0 , 0 0 0 枚	1 5 , 0 0 0 枚
1 区画分の広告掲載料	5 6 , 0 0 0 円	1 8 , 0 0 0 円
印刷の色数	1 色刷り	1 色刷り